平成２８年３月２９日

条例第２４号

沼田市役所の位置条例の一部を改正する条例

沼田市役所の位置条例（昭和２９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

「沼田市西倉内町７８０番地」を「沼田市下之町８８８番地」に改める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。